

(平成21年10月21日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認香川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和56年12月1日から57年9月14日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を56年12月1日、資格喪失日に係る記録を57年9月14日とし、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和56年12月から57年8月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年5月初めから57年9月初めまで  
② 昭和58年9月中ごろから61年1月中ごろまで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらったが納得できない。

私は、申立期間①はA社において、申立期間②はB社において、それぞれ勤務しており、いずれも、給与から社会保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の主張及び社会保険事務所が保管するA社の事業所別被保険者名簿において氏名が確認できる被保険者のうち、連絡の取れた同僚の供述から、申立人は、同社において勤務していたと認められる。

また、A社の入社日について、申立人は、社会保険事務所が保管する同社の事業所別被保険者名簿において、昭和57年3月1日から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚より2か月から3か月前に入社したと主張している上、申立人の戸籍の改製原附票を見ると、申立人は、同年1月5日にC県D市からE市F区に住所変更していることが確認できるが、こ

れについて、申立人は、「同社では、56年12月初めから勤務していた。同社は同年12月20日が賞与支給日であり、寸志として3万円もらったことを記憶している。また、同社で働き始めた後に住所変更の手続をした。」と供述している。

さらに、A社の退職日について、申立人は、「同社を退職した1週間後には、G社で仕事をしていた。」と供述しているところ、昭和57年9月20日からは、G社での厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

加えて、申立期間①当時、社会保険事務所が保管するA社の事業所別被保険者名簿において、氏名の確認できる同僚5人は、「申立期間①当時、見習期間は無く、全員正社員として採用され、厚生年金保険には全員加入していた。」と供述している上、同名簿において確認できる申立期間①当時の従業員数と申立人及び供述の得られた同僚が記憶している従業員数がほぼ一致することから、同社では、すべての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における勤務期間は、昭和56年12月1日から57年9月13日までの期間とすることが妥当であり、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和56年12月から57年8月までの期間の標準報酬月額は、社会保険事務所が保管するA社の事業所別被保険者名簿において、申立人と同年代で、かつ申立期間①とほぼ同時期に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚3人の資格取得時の標準報酬月額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「申立期間①当時、経理・事務を担当していた妻が亡くなっていることから当時のことは分からない。」と供述しているが、社会保険事務所が保管するA社の事業所別被保険者名簿によれば、申立期間①を含む昭和42年10月1日から60年4月1日までの期間に、同社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は無く、健康保険番号にも欠番が無いことから社会保険事務所において申立人の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立てに係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されるものと思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る56年12月から57年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、社会保険事務所が保管するB社の事業所別被保険者名簿において、氏名が確認できる同僚6人中4人が「申立人を知っている。」と供述していることから、申立人が同社において勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間②のうち、昭和60年9月10日から61年1月20日までの期間については、申立人は、B社以外の事業所（H社）での雇用保険の被保険者記録が確認できる上、申立人が「私より2週間から3週間後に入社した。」と主張している同僚は、「私は、58年8月21日から同社に勤務していた。」と供述しており、このほかに勤務期間を特定できる関連資料及び周辺事情が無いことから、申立人の同社における勤務期間を特定することができない。

また、申立期間②当時、社会保険事務所が保管するB社の事業所別被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立期間②当時、従業員は全員正社員であり、厚生年金保険及び雇用保険に加入していた。」と供述しているが、申立人の同社における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が同社の同僚として名前を挙げている3人のうち1人は、社会保険事務所が保管する同社の事業所別被保険者名簿において、氏名が確認できないことから判断すると、同社では、申立期間②当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、B社は既に適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②当時の事業主にも連絡が取れないことから、申立期間②当時の同社における厚生年金保険の取扱いに関する供述及び関連資料を得ることができない。

加えて、社会保険事務所が保管するB社の事業所別被保険者名簿において、申立期間②及びその前後の昭和55年2月1日から60年2月12日までの期間に健康保険厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できず、健康保険番号に欠番が無いことから、社会保険事務所において申立人の記録が失われたとは考え難い上、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月まで  
申立期間当時、仕事を辞めて、自営業を始めたことから国民年金に加入した。  
申立期間の国民年金保険料の納付については、加入時、市役所の職員から分割でかまわないと言われたが、一括で納付したので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることが納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 39 年 7 月に自営業を始めたことから妻と一緒に国民年金に加入した。」と主張しているところ、社会保険事務所が保管する国民年金受付処理簿の記録により、申立人及びその妻は、42 年 10 月ころに国民年金手帳が連番で払い出されていることが確認でき、申立人から提出された、申立人及びその妻の国民年金手帳においても、発行日欄に「42.10.18」と押印されていることが確認できる上、当該手帳が払い出される前に別の国民年金手帳が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、国民年金加入時に納付書を 2 枚もらい一括して納付したと主張しているところ、申立人が所持している国民年金手帳には、昭和 42 年 10 月 18 日に、40 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を、また、42 年 11 月 15 日に、41 年 4 月から 42 年 3 月までの同保険料を指定金融機関において過年度納付したことが確認できる「納付書・領収証書」が 2 枚貼付されている。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を一緒に行ったとする申立人の妻の納付記録も、

申立期間の国民年金保険料が未納となっているなど、ほかに、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。